



菜の花だより

No.10

発行/菜の花法律事務所 発行責任者/国宗直子
熊本市中央区江越1丁目17番12号 フローラル江越105号
TEL.096-322-7731 FAX.096-322-7732



撮影：国宗 直子

ウミウシ

ウミウシは多様な生き物だ。もとは巻貝の仲間。この危険な世界で自分を守るはずの殻を退化させて、いろんな種類に別れて、いろんな色や飾りをつけて、派手に、華やかに生き抜いている。なぜこんな形に、こんな色になったのかわからない。そんな不思議さに心惹かれる。殻を退化させるくらいだから、平和的に生きる術を身に付けたのだろう。防衛よりもっと大事な何かを獲得し、豊かな生き方を選択したのだ。きっと。

国宗 直子



ハンセン病療養所～今直面する課題

弁護士 国宗 直子

朝3時すぎには洗顔介助

ハンセン病療養所の介護職員の朝は早い。午前3時頃には入所者の朝の洗顔が始まる。重症者のセンターには、一人では洗面できない人が多い。まだ寝ている入所者を起こして顔を拭く。「ごめんねえ、洗顔の時間だから起きて。このあと朝食までまたゆっくり寝てね」。一人一人声をかけながら次々と顔を拭く。この時間に始めなければ朝食までに間に合わないのだ。

食事はまた大変だ。一人で何とか食べることができない人には自分で食べてもらう。かなわなくなった手にスプーンを縛り付けて、食事の入った皿を目の前に置く。目が見えない人もいるから、「ここにご飯があるよ」と手を添えてあげる。皿に顔を突っ込むような形で食べる人もいる。その姿を職員にも見られたくない人もある。自分で食べることができない人には、食べ物を口に運んであげる。何人も同時進行だから、あつちで手を出し、こつちで手を出し、戦場のような忙しさだ。油断すると、飲み込みを誤って気管を詰まらせることになる。誤嚥性肺炎の原因にもなる。「気を付けて、気を付けて」そう願いながら食事介護をする。本当は一人一人についてゆっくりご飯を食べさせてあげたい。けれどそんな時間的余裕はない。

十分な介護には到底届かない。人員不足なのだ。

もともとハンセン病療養所には健康な人が多かった。療養所に健康な人が多かったというもおかしな話だが、「らい予防法」というおかしな法律があって、ハンセン病患者を強制的に隔離し、病気が治っても外には出さないようにしていたのだから仕方がない。ハンセン病で神経を患ったために生じた手足の後遺症があったり、視力障害があったりする人は多いが、ほかには取り立てて病気はない人たちが結構いらしたのだ。そのハンセン病療養所の入所者の平均年齢は今や84歳を超えた。自分で食事を作り、畑仕事にいそしみ、趣味で盆栽を楽しんでいらした方々も、新たに病気を抱えたり、寝たきりになったり、高齢化に伴って介護の手を借りなければ生活できない人が圧倒的に多くなった。

減らされる職員

なのに、職員の数は減らされる一方なのだ。

国は国家公務員を削減する大方針を堅持し続けている。私たちはこれに待ったをかけたい。減らさなければな



菊池恵楓園の正面

らない公務員があったとしても、それは無駄を省く範囲にとどめてほしい。ましてや、強制隔離政策で国が散々いじめ抜いてきた人たちに対し、今度は、国は貧困で手薄な介護でさらにいじめを続けようと言うのか。

私たちは、国家公務員の削減対象からハンセン病療養所をはずしてほしいと国に要請し続けている。昨年ようやく本年度の削減については原則通り行いが、同数の人を新たに雇入れると政府が約束した。しかし、生活に密着した、給食や理容や美容の職員は退職したらその後は補充されないままだ。介護で手が足りない現状についても改善は見られない。閣議で決定した国家公務員削減の大義はおいそれとは曲げられないと説明される。

隔離さえなければ、そして、「ハンセン病はこわい」という誤った情報の流布宣伝がなければ、入所者のみなさんも、平穩に結婚して子どもを持ち、今頃は、子や孫に囲まれて手厚い介護を受けていられたかもしれない。国には、この人たちの人間としての尊厳を守る責務がある。

入所者の団体である全療協は、昨年に引き続き今年も、ハンガーストライキ覚悟の国との交渉を決意している。80歳を超えた人たちに、そんなストライキを決意させる国とは一体何なのだ。

高齢化したみなさんのたたかいには、圧倒的な市民の応援が必要だ。

私たちが、この問題を見過ごしていいのか。一人一人の対応が問われる事態なのだ。

水俣病被害者の新たな闘いが始まります

弁護士 菅 一雄

今年4月、水俣病の新たな最高裁判決が出ました。行政が司法判断を無視し、狭すぎる認定基準で被害者を機械的に切り捨て続けてきた、その「切り捨ての仕組み」を断罪する判決でした。特措法の結果も、「行政の選んだ医者が患者の症状をきちんと取らず切り捨てられた」「何十年も前の住所や勤務先の資料を入手できずに切り捨てられた」「地域・年代の線引きで切り捨てられた」という「切り捨ての仕組み」が続いていることを示しています。

「すべての水俣病被害者救済」を掲げる不知火患者会は、特措法で切り捨てられた人や申請を締め切られた人の救済を求め、新たな裁判を起こす方針を固めました。私たち弁護士も提訴準備に入っています。新たな裁判は、地域・年代の壁を突破して「切り捨ての仕組み」を変える闘いになることでしょう。ご支援をよろしく願います。



未救済患者の検診

<ノーモアの闘いと仁比そうへいさんの思い出>

前のノーモア訴訟での私の一番の思い出は、2009年6~7月の特措法反対闘争です。私は2週間半、週末を除いて東京に張り付きました。民主党が特措法賛成に回って非常に苦しい状況でしたが、会期末での審議時間切れを狙って国会議員回りを繰り返しました。仁比さんには、作戦面での貴重な助言、参議院での被害者の立場からの熱く鋭い質問、昼の集会での原告らへの激励など本当にお世話になりました。人々と共にあり、苦しいときに頼りになる政治家です。国会には絶対に必要です。心からそう思います。

原爆訴訟 原告の言葉を受けとめて一

弁護士 池田 泉

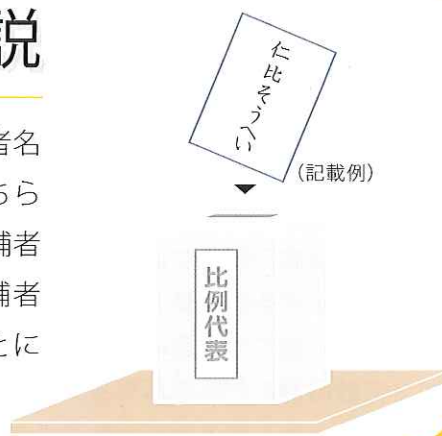
このニュースが発行される時には既に過日となっているであろうが、6月7日には、原爆訴訟の証人尋問が行われる。原告の方に対する証人尋問は、この日で最後となる。実際に原爆の被害に遭われた方の言葉は重い。淡々と話される中に、長い間、健康の不調に苦しみ、不安を抱いて来られた思いが込められている。原告代理人、被告代理人、そして裁判官も、みんな戦争を知らない世代である。原告の方の言葉に真摯に耳を傾け、被害の実態を受け止めなければならないと思う。

今でこそ内部被曝という言葉が一般的になっているが、当時の戦争被害者は放射能に対して無知であった。何も知らないまま、汚染物質を繰り返し口に、爆心地から2~3キロメートルの地点で生活を続けているのである。健康被害は想像に難くない。原告の方々には何も非はない。国家が戦争をし、一般市民が犠牲になった。それなのに、被害に対する賠償を求めるには、自分で立証をし、国と戦わなくてはならない。理不尽なことだと思う。

原告の方の長い間の思いを、尋問時間30分の中で少しでも裁判官に伝えられるよう、冷静に尋問に臨みたいと思う。

参院選挙比例代表制の解説

比例代表選挙では、投票のときに政党名を書いても候補者名を書いても良いことになっています。しかし、これはどちらでも同じということではありません。得票数が多かった候補者から順番に当選させていく仕組みなので、投票したい候補者が決まっている場合は、候補者の名前をしっかりと書くことにも意義があります。



近頃むくみがひどいです。妊娠したからだと思いますが、夕方には通常の2、3倍の大きさになっています。アイスを食べってしまうのも問題かもしれません。

アイスは一時期、チョコがかかったスイカパーにはまって、1日1本の勢いで食べていましたが、最近は店頭でみかけないので食べることができません。にもかかわらずますますむくむので、これは太ったということかもしれません。

とりあえず昼も夜も着圧ソックスを履いてささやかな抵抗している今日この頃です。

中山 鑑子

梅雨のあいまに今年も1年分の梅干し作りをしました。家族そろって話しながらの作業です。梅酢が上がり、紫蘇で赤く染まっていく様は宝石のようです。

自家製の梅干しで作る「梅醤番茶」で、私の1日が始まります。梅干し、生姜のすりおろし、醤油少々をかき混ぜて三年番茶を注ぐと出来上がり。風邪気味の時、喉をいためた時、目覚めが悪い時でもこの一杯で活力がわいてきます。

梅の酸味と生姜の辛味、発酵食品の醤油のククが相まって冷え性体質の体を一気に温めてくれるのです。

もうすぐ夏の到来ですが、体力がついて行かない時でも、梅醤番茶で元気に過ごしたいものです。みなさまも試してみませんか。

石本美也子

みぞれ梨というジュースが本当に美味しいです。ぐずっとクラッシュされた梨の果肉が入っている梨味のジュースです。梨好きにはたまりませんね。果汁1%なんて誤表記なんじゃないのか、そう思わせるようなしっかりとした梨の甘さと風味が、渴いた喉を優しく潤してくれます。まるで梨名産地の道の駅的な場所にきたような、ちょっとした旅行先気分も味わえるこのみぞれ梨ですが、なんと熊本家庭裁判所の自動販売機で買えます。（別に珍しいものじゃないですけどね…）機会があればぜひ味わってみてください。

浅井 武士

コラム

憲法96条を変えてはいけない理由 (わけ)

憲法は、基本的人権の保障を絶対的命題としている。国家の仕組みも人権を保障できる国家となるよう定められている。この基本的人権を守らなければならないのは、国民ではなくて、権力者だ。特に侵害されやすい権利は弱い立場にある人や少数者の権利だ。ハンセン病問題を考えればそのことはよくわかる。多数者であれば少数者の権利を侵害していいことにはならない。

だから、憲法96条は、多数者を背景にした権力者が簡単に憲法を変えたりできないように、憲法改正は、単純な多数決ではなく、国会の3分の2以上の意思が必要だとしたのだ。

憲法を守ることが義務付けられた権力者が自ら憲法改正を叫び、憲法を変えやすいものにしようとしている。しかも国会の多数は少数選挙区制によって歪められている多数にすぎない。

自民党の憲法96条改変の先にあるのは、高らかに平和主義をうたった憲法9条の改悪だ。二度と日本を戦争のできる国にしてはならない。

まずルールを勝ちやすいものに変えて勝利を狙うのは姑息だ。スポーツでは許されない。私たちの大切な憲法を、こんな姑息なやり方でズタズタにさせるわけにはいかない。

国宗 直子